

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内480V動力電源盤（A）の接地相電圧計に指示値異常が認められたため、当該電圧計を点検・調整	D	
2	5号機	復水脱塩装置の点検において、イオン交換樹脂再生塔室内に敷設されている混合用空気配管に漏えいの痕跡が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
3	5号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 2）の弁開度検出器の点検において、開度検出用リンク機構にボルト及びボルト穴の摩耗によるガタツキが認められたため、当該部品を交換	D	
4	5号機	主タービン蒸気加減弁（No. 2及び3）の点検において、スプリングハウジングのガイドローラー枠板に摩耗が認められたため、当該枠板を交換	D	
5	5号機	主タービン電気油圧式制御装置の冷却水回収ポンプ出口圧力指示計の点検において、計器用テスト弁の内部に詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	D	
6	5号機	廃棄物処理建屋活性炭ホールドアップ装置室のエリア放射線モニタ装置に放射能高を示す警報が発生し即、復帰した際、警報発生履歴の記録に残らず、指示値の異常な変化もなかったため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
7	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の冷却用海水出口弁及び入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用流体継手の油冷却器用冷却水温度調節弁の点検において、動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
9	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（B、D）駆動用電動機の冷却水ストレナ差圧計（2台）に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
10	6号機	タービン発電機軸受油及び発電機巻線温度記録計の打点番号18（主タービン油冷却器の温度）に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	その他	原子炉建屋5階における作業において、電子式線量計の故障によるベータ線量の計数異常（19.2mSv）が認められたため、当該作業員の被ばく線量を評価し、当該電子線量計を点検・修理	D	
12	その他	ドップラー式気象観測装置（風向・風速）の点検において、アンテナ部の音波発信器（12個中、1個）内の巻線抵抗値に管理値外れが認められたため、当該回路を修理	D	
13	その他	海生物処理設備の排水処理用脱水機（A）の電磁弁のヒューズが切れたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで